



平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 アンドール株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 森田 聡
(J A S D A Q コード番号 4640)
問 い 合 せ 先 取締役総務人事部長
齋藤 英彰
電 話 03-3243-1711

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社第 34 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という）が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 告知する方法として、電子公告が認められたことから、告知の方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合の措置(そち)を定めるものであります。
- (2) 株主総会の招集に際し、株主の皆様の利便性を考慮して、インターネットを利用した方法による株主総会書類等の開示を可能とするものであります。
- (3) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずにと取締役会の決議があったものと見なすことを可能とするための規程を新設するものであります。
- (4) 取締役および監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、会社に対する賠償責任を法令の定める範囲内において、取締役会の決議により減免できるようにするため、第 32 条にて「取締役の責任免除」および第 41 条にて「監査役の責任免除」を新設するものであります。また、社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、第 32 条 2 項および第 41 条 2 項を新設するものであります。

- (5) その他、会社法が施行されることに伴い、規程の整備、条文の加除に伴う数の変更等所要の変更を行うものであります。
- (6) 経過期間の満了につき、附則を削除するものであります。

2. 変更の内容

別紙のとおり新旧対応表に記載の通りであります。

3. 日程

第34回定時株主総会開催予定日 平成18年6月27日火曜日

定款変更の効力発生予定日 平成18年6月27日火曜日

以 上

(下線____を付した部分は変更箇所を表示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、アンドール株式会社と称し、英文では ANDOR C o. , L t d. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. コンピュータによる設計製図製造システムの研究開発及び販売2. ソフトウェアプロダクトの研究開発及び販売3. 情報ネットワークシステムの構築、コンサルティング及びサポート4. 情報システムのインテグレーションサービス5. 情報システム機器の販売6. 人材派遣業務7. 上記各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、アンドール株式会社と称し、英文では ANDOR C o. , L t d. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. コンピュータによる設計製図製造システムの研究開発及び販売2. ソフトウェアプロダクトの研究開発及び販売3. 情報ネットワークシステムの構築、コンサルティング及びサポート4. 情報システムのインテグレーションサービス5. 情報システム機器の販売6. 人材派遣業務7. 上記各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p><u>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>第2章 株 式</p> <p><u>(株式の総数)</u></p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、8,500,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(1単元の株式数)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>	<p><u>(機関)</u></p> <p><u>第4条 当社は、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u></p> <p><u>2. 監査役</u></p> <p><u>3. 監査役会</u></p> <p><u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株 式</p> <p><u>(発行可能株式総数)</u></p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、8,500,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 当会社の株主名簿および実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）ならびに株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録の<u>手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務はこれを名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第9条 当会社の株券の種類、株式の名義書換、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>（基準日）</p> <p>第10条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>3. 当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第13条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>（基準日）</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第15条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを、利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。</p> <p>2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することのできる</u>株主の議決権の過半数で行なう。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、<u>議決権を行使することのできる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第20条 株主総会における議事については、法令で定めるところにより、<u>議事録を作成する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第21条 当会社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第22条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第19条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第20条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行なう。</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第27条 <u>取締役の全員が決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第28条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第22条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬ならびに退職慰労金)</p> <p>第23条 取締役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 <u>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名捺印または電子署名をする。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第24条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第25条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役は、その互選により常勤監査役を1名以上置く。</p> <p>(監査役の報酬ならびに退職慰労金)</p> <p>第28条 監査役の報酬ならびに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第33条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第34条 監査役は、株主総会により選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権</u>の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数で行なう。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第31条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き監査役の過半数で行なう。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第41条 <u>当社は、会社法426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者も含む。)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第32条 当社の営業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第33条 利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>)</p> <p><u>第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされない時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第43条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当を行なうことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第35条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの利益配当金および中間配当金には利息を付けない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期については、第26条中「就任後4年内」とあるを「就任後3年内」と読み替えるものとする。なお、該当者が全員退任した段階で削除する。</u></p> <p><u>第3条は、平成17年7月1日をもって効力を発するものとする。なお、本附則は効力発生後これを削除する。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第46条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払いの利益配当金および中間配当金には利息を付けない。</p> <p>(削除)</p>